
コピーライト委員会

委員長 相良 由里子

1 委員会の歴史

APAA 日本部会コピーライト委員会は、1993年10月、クアラルンプール理事会において、本部コピーライト委員会が発足したことに対応して、同年に発足した。

米国からアジア各国に対し知財保護を強く求められていたこともあり、コピーライト委員会の設置目的は、APAA 諸国でのコンピュータ・ソフトウェアの保護制度の研究と啓蒙にあったという。

発足当時の日本部会コピーライト委員会の熊倉

禎男委員長は、本部コピーライト委員会の共同委員長も務め、日本部会コピーライト委員会が本部コピーライト委員会をもリードする形で、1998年には「THE PROTECTION OF COMPUTER SOFTWARE」を完成させた。

2 日本部会コピーライト委員会の活動

日本部会コピーライト委員会の特徴は、発足当初から現在に至るまで、一カ月に一回のペースで、コツコツと定期的に委員会を開催している点にある。

委員会においては、著作権に関する最新の裁判例や法制度の改正、実務の動向等について、担当者が発表したうえで、情報交換と討議を重ねている。その中から重要な裁判例や法改正を、本部コピーライト委員会のカントリーレポートにおいて発表することとなる。

また、ここ数年は、直近の本部コピーライト委員会において発表された各国のカントリーレポートを委員で分担し、1年かけて各国のカントリーレポートを読み切り、各国の著作権法制についての知見を得ている。

さらに、本部委員会の前には、提示されたSpecial Topicについて議論を行い、本部コピーライト委員会における発表の準備を進めている。

以上のように、1年間かけて、本部コピーライト委員会の復習と予習を行うのが、日本部会コピーライト委員会の活動といえる。

通常は、中村合同特許法律事務所の会議室において開催しているが、近年は大阪や名古屋から参加する委員も多いため、年に1～2回、委員会を大阪や名古屋で開催し、各地の美味しい食事とお酒を楽しむ機会を設けてもいる。

このような定期的な活動により、委員間の親交は自然と深まり、日本部会コピーライト委員会は、活発かつ非常に和やかな委員会であると自負している。

3 活動履歴

上記のとおり、1993年から活動を開始した日本部会コピーライト委員会は、30年誌にも紹介され

ているとおり、当初はコンピュータ・ソフトウェアに関するテーマを主に扱っていたが、近年は、VRやAI著作物に関する問題や、サービスプロバイダーの責任など、デジタル化社会、インターネット社会における著作権問題がテーマとなることが多くなっている。

コンピュータ・ソフトウェアに関しては、日本が他国をリードする面もあったように思われるが、近年のインターネットに関連する著作権法制に関しては、アジアの各国が、先進国の法制を参考に新たな法律を制定し、かえって日本の方が対応に遅れを取っていると思われる面も見受けられる。その意味で、本部コピーライト委員会において、アジア各国が相互に情報を共有し、学び合う意義は益々大きくなっていると感じている。

2011年以降の本部コピーライト委員会において、スペシャルピックとして議論されたテーマは、以下のとおりである。

(1) 2011年 マニラ（フィリピン）理事会

“The disclosure of information related to infringement and enforcement of IP rights in a digital environment and enforcement practices under the uniform legal standards on IP enforcement of the Anti-Counterfeiting Trade Agreement.”

(2) 2012年 タイ（チェンマイ）理事会

“Should copyright law extend or withdraw protection for social media postings where there is little originality (e.g. a single or series of Tweets) or worse, possibly devoid of literary merit (e.g. a Facebook status update)?”
“Should copyright infringement be found against users who re-post or forward content found on social media sites, where the content was posted by or with consent of the owners of copyright of the content?”

(3) 2013年 ハノイ（ベトナム）理事会

“Should original e-works purchased by one user or in one jurisdiction be allowed to be given away or resold to another user or in another jurisdiction, just like traditional books?”

“Whether legislative changes should be made to allow for the creation and access to online databases of published books, such as Google Books?”

(4) 2014年 ペナン (フィリピン) 理事会

“Collective Management Organizations -

Collective management organizations (CMOs) act on behalf of their members to negotiate rates and terms of use, issue licenses, collect and distribute royalties. CMOs are becoming more relevant as copyrighted works are increasingly delivered in digital form. CMOs generally result in a monopoly vis-a-vis both rights owners and users. Unrestrained, a monopoly is prone to abuse. Therefore, to ensure the proper operation of CMOs, should government maintain a position of cooperation or be justified in introducing legal provisions resulting in greater supervision and control over CMOs?”

(5) 2015年 沖縄 (日本) 理事会

“Orphan Works: Can national laws validly recognize third parties use of such works? Issues and concerns on the use of orphan works”

(6) 2016年 バリ (インドネシア) 理事会

“Copyright works in the age of virtual reality: to what extent does, and should, Copyright protect solely virtual creations? What copyright law should apply, if at all?”

(7) 2017年 オークランド (ニュージーランド) 理事会

“The Ripple Effect of Content Going Viral and its Implications: The effects on copyright of multiple and widespread content sharing in social media sites such as Facebook and Twitter.”

(8) 2018年 ニューデリー (インド) 理事会

“Platforms, tools and copyright authorization - when do acts of facilitation become secondary copyright infringement?”

(9) 2019年 台北 (台湾) 理事会

“A copyright conundrum: Flossing in Fortnite - Fancy Footwork Forgery in the Digital Age”

4 結び

筆者自身は、弁護士として著作権の問題を扱うことも多いが、コピーライト委員会において、弁理士の先生方と共に著作権の事案を検討していると、インターネットやAIなどが絡む最近の著作権問題において、技術的な背景をご教示いただくだけでなく、考えていなかった新しい視点を提示していただくことも多い。そして、コピーライト委員会に所属する先生方が、特許や商標に限られない、ひいては知的財産権に限られない、幅広い視野を持っていらっしゃることに感服させられる。

著作権は、どのような個人、企業にも発生し得る日常かつ古典的な分野である一方、例えばVRやAIなど、新たな技術革新と共に常に新しい問題が生ずる分野でもある。弁理士の先生方におかれては、「通常業務において著作権の問題は扱わないから」と敬遠することなく、広い視野を持って、これからのコピーライト委員会にご興味を持っていただければ幸いである。

以上